

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)  
に当り、  
日、  
が、  
と、  
の、  
翌

## 目 次

- ◇ 告 示 道路の位置の指定
- ◇ 人委規則 職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

## 告 示

### 鳥取県告示第五百九十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年八月十五日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市瓦町二〇九番地 嵯 岐 宗 一	鳥取市秋里字埋立九三四の一 九三五	幅員 五・〇〇メートル 延長 四〇・二〇メートル

### 鳥取県告示第五百九十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年八月十五日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市駄経寺 木 嶋 武 志	倉吉市駄経寺字早稲田八二の二	幅員 四・〇〇メートル 延長 三四・五〇メートル

## 人事委員会規則

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年八月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第四十号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

蚕業指導所	蚕業技術の改良普及、養蚕経営の指導 又は公用自動車の運転	管 轄 区 域
-------	---------------------------------	---------

大山農地開 発調査局	蚕業技術の改良普及、養蚕経営の指導 又は公用自動車の運転 調査又は公用自動車の運転	米子市、西伯郡 及び日野郡の区 域
---------------	---	-------------------------

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む）】